

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設都市高速道路事業の変更

第1 国際港都建設計画都市高速道路中、1号線を次のように変更する。

(1) 路線番号、路線名称、起点、終点、主な経過地、標準幅員、延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員 「メートル」	延 長 「メートル」	摘 要
1	横浜羽田線	中区新山下町 1丁目1番地	鶴見区朝日町 1丁目27番地 (川崎市界)	堀川、石川町、 関内駅、桜木町 高島2丁目、神	16.5	約 12720	終点において川崎都市計画都市高速道路1号線に接続。
	ただし	中区元町1丁目 18番地	西区高島2丁目 17番地	奈川通3丁目、 入江川第2第1派 川、生麦2丁目 汐入町	18.0	約 4420	横浜駅前(西区高島2丁目17番地)に於て都市高速道路2号線に接続。

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 次の地点に出入口を設ける。

路線番号	箇所数	箇 所 名
------	-----	-------



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設都市高速道路事業の変更

第 / 国際港都建設計画都市高速道路中、 / 号線を次のように変更する。

(1) 路線番号、路線名称、起点、終点、主な経過地、標準幅員、延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員 「メートル」	延 長 「メートル」	摘 要
/	横浜羽田線	中区新山下町 / 丁目 / 番地	鶴見区朝日町 / 丁目 27 番地 (川崎市界)	堀川、石川町、 関内駅、桜木町 高島 2 丁目、神	16.5	約 12720	終点において川崎都市計画都市高 速道路 / 号線に接続。
	ただし	中区元町 / 丁 目 / 8 番地	西区高島 2 丁 目 / 7 番地	奈川通 3 丁目、 入江川第 2 第 / 派 川、生麦 2 丁目 汐入町	18.0	約 4420	横浜駅前 (西区高島 2 丁目 / 7 番 地) に於て都市高速道路 2 号線に 接続。

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 次の地点に出入口を設ける。

路線番号	箇所数	箇 所 名
------	-----	-------



		中区新山下町 / 丁目附近	2箇所	神奈川区千若町 / 丁目附近	1箇所
/	/ 3	西区高島 2丁目附近	2箇所	神奈川区子安通 2丁目 ~ 3丁目附近	2箇所
		神奈川区神奈川通 3丁目附近	2箇所	神奈川区守屋町 3丁目附近	3箇所
		神奈川区神奈川通 5丁目附近	1箇所	鶴見区生麦 2丁目附近	1箇所
		神奈川区千若町 / 丁目附近	1箇所	鶴見区汐入町附近	1箇所

「別紙図面表示のとおり」

(3) 交差方式 すべて立体交差方式とする。

第3 前項の事業の変更にかかわらず、その執行年度割は昭和43年建設省告示第239号の執行年度割とする。

理 由 書

最近の都市内交通の増加に対処し、自動車交通の効率的処理を企てるため、本案のように都市高速度路の計画及び事業を変更するものである。



		中区新山下町 / 丁目附近	2箇所	神奈川区千若町 / 丁目附近	1箇所
/	/ 3	西区高島 2丁目附近	2箇所	神奈川区子安通 2丁目~3丁目附近	2箇所
		神奈川区神奈川通 3丁目附近	2箇所	神奈川区守屋町 3丁目附近	3箇所
		神奈川区神奈川通 5丁目附近	1箇所	鶴見区生麦 2丁目附近	1箇所
		神奈川区千若町 / 丁目附近	1箇所	鶴見区汐入町附近	1箇所

「別紙図面表示のとおり」

(3) 交差方式 すべて立体交差方式とする。

第3 前項の事業の変更にかかわらず、その執行年度割は昭和43年建設省告示第239号の執行年度割とする。

理 由 書

最近の都市内交通の増加に対処し、自動車交通の効率的処理を企てるため、本案のように都市高速道路の計画及び事業を変更するものである。





43計第1201号

昭和43年10月19日

建設大臣 保利 茂 殿

横浜市長 飛鳥田 一 雄



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変  
更並びに横浜国際港都建設都市高速道路  
事業の変更について

標記について、`都市計画法第3条の規定により決定を受けたい  
ので、関係図書を添えて申請します。





43計第1201号  
昭和43年10月19日

建設大臣 保利 茂 殿

横浜市長 飛鳥田 一 雄



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変  
更並びに横浜国際港都建設都市高速道路  
事業の変更について

標記について、都市計画法第3条の規定により決定を受けたい  
ので、関係図書を添えて申請します。



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設都市高速道路  
事業の変更について

---

建設省神都計発第 1 0 2 号

昭和 4 3 年 1 1 月 2 8 日

神奈川県都市計画地方審議会長 殿

建設大臣

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設都市高速道路  
事業の変更について

標記について、都市計画法第 3 条の規定により、次のように審議会に付議する。



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設都市高速道路  
事業の変更について

---

建設省神都計発第 1 0 2 号

昭和 4 3 年 1 1 月 2 8 日

神奈川県都市計画地方審議会長 殿

建設大臣

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設都市高速道路  
事業の変更について

標記について、都市計画法第 3 条の規定により、次のように審議会に付議する。



神都計審第 57 号

昭和43年 12月 6日

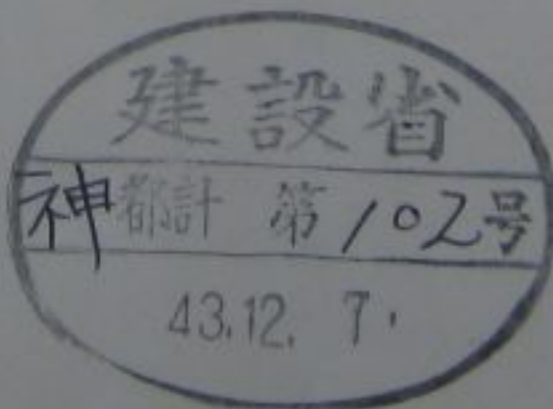
建設大臣  
坪川 信三 殿

神奈川県都市計画地方審議会

会長 津田 文吾

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜  
国際港都建設都市高速道路事業の変更について。

昭和43年 11月 28日建設省神都第 102号で付議された標  
記のことは、当審議会において昭和43年 12月 4日会議を開  
き慎重審議の結果原案どおり可決しましたから関係図書を添えて  
答申します。





神都計審第 57 号

昭和43年 12月 6日

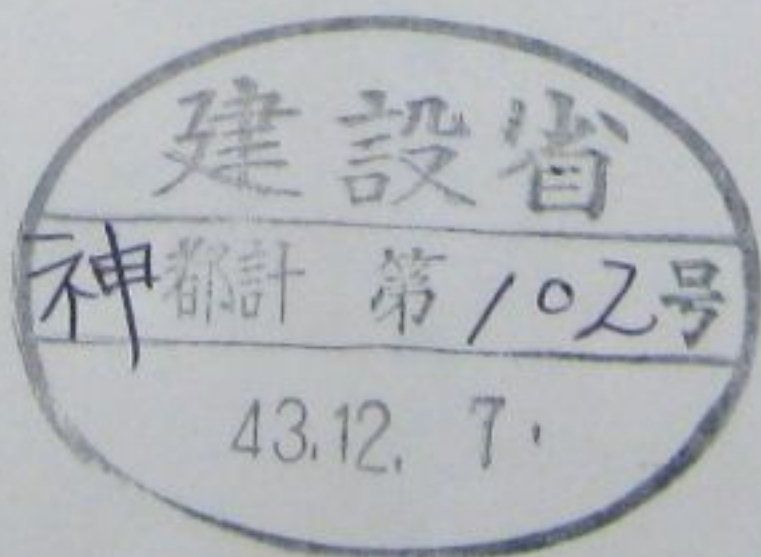
建設大臣  
坪川 信三 殿

神奈川県都市計画地方審議会

会長 津田 文吾

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜  
国際港都建設都市高速道路事業の変更について。

昭和43年 11月 28日建設省神都第 102号で付議された標  
記のことは、当審議会において昭和43年 12月 4日会議を開  
き慎重審議の結果原案どおり可決しましたから関係図書を添えて  
答申します。





第2 昭和43年建設省告示第239号中国際港都建設計画都市高速道路1号線の事業を次のように変更する。

(1) 路線番号、路線名称、起点、終点、主な経過地、標準幅員、延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員 延長		備 考
					[メートル]	[メートル]	
/	横浜羽田線  ただし	西区高島2丁目 6番地 (一般国道1号線)	鶴見区朝日町/丁 目27番地 (川崎市界)	高島2丁目、神奈 川通3丁目、入江 川第2第/派川、 生麦2丁目、汐入 町	16.5	8,560	終点において川崎都市計 画都市高速道路1号線に 接続。 横浜駅前(西区高島2丁目 17番地)において都市 高速道路2号線に接続。
		西区高島2丁目 12番地	西区高島2丁目 17番地		18.0	300	

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口

次の地点に出入口を設ける。

路線番号	箇所数	箇 所 名
------	-----	-------



第2 昭和43年建設省告示第239号中国際港都建設計画都市高速道路1号線の事業を次のように変更する。

(1) 路線番号、路線名称、起点、終点、主な経過地、標準幅員、延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員 延長		備 考
					[メートル]	[メートル]	
/	横浜羽田線  ただし	西区高島2丁目 6番地 (一般国道1号線)	鶴見区朝日町1丁目27番地 (川崎市界)	高島2丁目、神奈川通3丁目、入江川第2第/派川、生麦2丁目、汐入町	16.5	8,560	終点において川崎都市計画都市高速道路1号線に接続。 横浜駅前(西区高島2丁目17番地)において都市高速道路2号線に接続。
		西区高島2丁目 12番地	西区高島2丁目 17番地		18.0	300	

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口

次の地点に出入口を設ける。

路線番号	箇所数	箇所名
------	-----	-----



申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

大臣 政務次官 事務次官 技 監 官 房 長 文書課長 文 書 課 決裁区分



係  
関  
了

昭和 43 年 11 月 21 日 起案

昭和 43 年 11 月 29 日 決裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 起案者 電話 ( )

都市局長



都市計画課長



~~参事官~~

都市高速道路公団監理官



技術参事官

街路課長



都市総務課長



合 議 局

道路総務課長

道路局長



有料道路課長



道路次長

国道才一課長



官 報 掲 載 済  
建 設 省 告 示 第 37 号  
昭 和 年 月 日

昭和 43 年 12 月 7 日  
答 申 済

昭和 43 年 11 月 29 日 施行

案件 登録 番 号

文書管理主任者

34 (1) 号



申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

文書係  
係  
関  
了

大臣	政務次官	事務次官	技監	官房長	文書課長	文書課	決裁区分

昭和43年11月21日起案

昭和43年11月29日決裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 起案者 電話 ( )

都市局長

都市計画課長

~~参事官~~

都市高速道路公団監理官

技術参事官

街路課長

都市総務課長

合議局

道路局長

道路総務課長

有料道路課長

道路次長

国道才一課長

官報掲載	建設省告示	昭和	年	月	日

昭和43年12月7日  
答申済

昭和43年11月29日施行 案件

登録番号



標 題 横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並に同  
 国際港都建設都市高速道路事業の変更について

上記のことについて、次のとおり審議会に付議し原案どおり議決答  
 申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

大臣	事務次官	事務次官	技 監	官 房 長	文書課長	文 書 課	決裁区分
							係 關 了

昭和 43 年 11 月 21 日 起案 昭和 43 年 11 月 29 日 決裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 起案者 電話 ( )

都市局長 都市計画課長  
~~参事官~~ 都市高速道路公団副理事長  
 技術参事官 街路課長  
 都市総務課長

合議局 道路総務課長  
 道路局長 有料道路課長  
 道路次長 国道一課長

官 報 掲 載 済  
 建設省告示 102 号  
 昭和 43 年 12 月 日  
 答 申 済

昭和 43 年 11 月 29 日 施行 案件 登録番号

施行注意 文書管理主任者  
 主務局 主務課  
 要官報登載 赤尾氏家  
 建設省 都計発第 102 号

浄書部数	浄書	照合	発送	建設省 都計発第 号
發送用 部			月 日	建設省 都計発第 号
事務用 部	印	印	印	建設省 都計発第 号
計 部				



建設省決裁文書

保存 永久・10年・5年・3年・2年

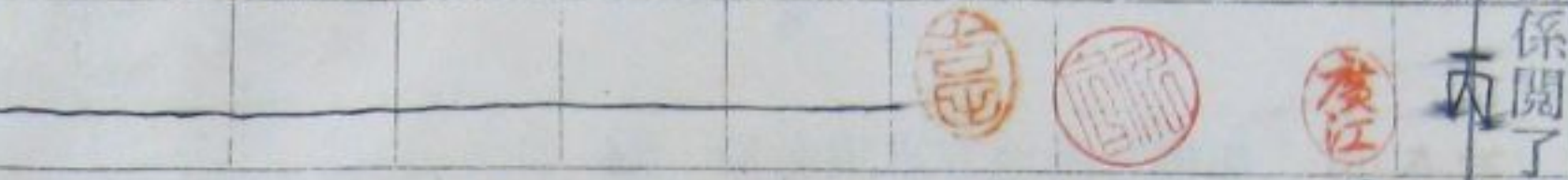
分類 C.2/3.3

標 題 横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに同  
国際港都建設都市高速道路事業の変更について

上記のことについて、次のとおり審議会に付議し原案どおり議決答  
申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。



秘 区 分 秘 期 間

大 臣 政務次官 事務次官 技 監 官 房 長 文書課長 文 書 課 決裁区分



昭和 43 年 11 月 21 日 起 案 昭和 43 年 11 月 29 日 決 裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 起案者 電話 ( )



都市局長  都市計画課長 


~~参事官~~ 都市高速道路公団監理官 

技術参事官  街路課長 

都市総務課長 

合 議 局

道路局長  道路総務課長 

有料道路課長 

道路次長  国道才一課長 

官 報 掲 載 済  
建設省告示 第 377 号  
昭 和 年 月 日

昭和 43 年 12 月 7 日  
答 申 済

昭和 43 年 11 月 29 日 施行 案件 登録 番 号

施行注意

文書管理主任者

主務局 主務課

要 官 報 登 載

赤尾 氏家

建設省 都計発第 102 号

建設省 都計発第 号

浄 書 部 数

浄 書

照 合 発 送

發送用 部

月 日

建設省 都計発第 号

事務用 部

印

印

印

建設省 都計発第 号

計 部



建設省決裁文書

保存 永久・10年・5年・3年・2年

分類 C.2/3.3

標 題 横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに同  
国際港都建設都市高速道路事業の変更について

上記のことについて、次のとおり審議会に付議し原案どおり議決答  
申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

秘区分秘期間

大臣 事務次官 事務次官 技 監 官 房 長 文書課長 文 書 課 決裁区分

係  
関  
了

昭和 43 年 11 月 21 日 起案 昭和 43 年 11 月 29 日 決裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 起案者 電話 ( )

都市局長 都市計画課長

~~参事官~~ 都市高速道路公団理事長

技術参事官 街路課長

都市総務課長

合 議 局 官 報 日 掲 載 済

道路局長 道路総務課長

道路次長 有料道路課長

国道一課長

建設省告示第 377 号  
昭和 43 年 11 月 29 日

昭和 43 年 11 月 29 日  
答 申 済

昭和 43 年 11 月 29 日 施行 案件 登録 番号

施行注意 文書管理主任者 建設省 神計発第 102 号

要官報登載 赤尾氏家 建設省 都計発第 号

浄書部数 浄書 照合 発送

発送用 部 月 日 建設省 都計発第 号

事務用 部 建設省 都計発第 号

計 部 印 印 印 建設省 都計発第 号



(57-X9) 09-E-C E/C

保存 永久・10年・5年・3年・2年

# 建設省決裁文書 分類 C.2/3.3

標 題 横 浜 國 際 港 都 建 設 計 画 都 市 高 速 道 路 の 変 更 並 び に 同 國 際 港 都 建 設 都 市 高 速 道 路 事 業 の 変 更 に つ い て

上記のことについて、次のとおり審議会に付議し原案どおり議決答申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

秘 区 分 秘 期 間

大 臣	政 務 次 官	事 務 次 官	技 監	官 房 長	文 書 課 長	文 書 課	決 裁 区 分
							係 関 了

昭 和 43 年 11 月 21 日 起 案 昭 和 43 年 11 月 29 日 決 裁

主 務 局 都 市 局 主 務 課 都 市 計 画 課 起 案 者 電 話 ( )

都 市 局 長 都 市 計 画 課 長

~~参 事 官~~ 都 市 高 速 道 路 公 団 監 理 官

技 術 参 事 官 街 路 課 長

都 市 総 務 課 長

合 議 局 道 路 局 長 道 路 総 務 課 長

道 路 次 長 有 料 道 路 課 長

國 道 一 課 長

官 報 掲 載 済  
建 設 省 告 示 第 37 号  
昭 和 年 月 日

昭 和 43 年 12 月 7 日  
答 申 済

昭 和 43 年 11 月 29 日 施 行 案 件 登 録 番 号

施 行 注 意 文 書 管 理 主 任 者

主 務 局	主 務 課
要 官 報 登 載	赤 尾 氏 家

建 設 省 神 都 計 発 第 102 号

淨 書 部 数	淨 書	照 合	發 送	建 設 省 都 計 発 第 号
發 送 用 部			月 日	建 設 省 都 計 发 第 号
事 務 用 部				建 設 省 都 計 发 第 号
計 部	印	印	印	建 設 省 都 計 发 第 号



付 議 案

番 号  
年 月 日

神奈川県

都市計画地方審議会長 殿

建設大臣

「標

題」及び同法施行令第5条

標記について都市計画法第3条の規定により、次のように審議会に付議する。

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設都市高速道路事業の変更

第1 国際港都建設計画都市高速道路中、ノ号線を次のように変更する。  
(1) 路線番号、路線名称、起点、終点、主な経過地、標準幅員、延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員 「メートル」	延長 「メートル」	要 要
/	横浜羽田線 九代し	中区新山下町 ノ丁目ノ番地 中区元町ノ丁 目ノ番地	鶴見区朝日町 ノ丁目ノ番地 (川崎市界) 西区高島ノ丁 目ノ番地	根川、石川町、 関内駅、桜木町 高島ノ丁目、神 奈川通ノ丁目、 入江川第2橋/根 川、生麦ノ丁目 汐入町	約 16.5 約 18.0	約 1,272.0 約 442.0	終点において川崎都市計画都市高 速道路ノ号線に接続。 横浜駅南(西区高島ノ丁目ノ7番 地)に於て都市高速道路ノ号線に 接続。

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 次の地点に出入口を設ける。

路線番号 箇所 名称



付 議 案

番 号  
年 月 日

神奈川 都市計画地方審議会長 殿

建 設 大 臣

「標

題」及び施行令第5条

標記について都市計画法第3条の規定によ

り、次のように審議会に付議する。

横浜国際港都建設計画都市高速道路の改良並びに横浜国際港都建設都市高速道路の改良

第1 国際港都建設計画都市高速道路中、ノ号線を次のように変更する。

(1) 路線番号、路線名称、起点、終点、主な経過地、標準幅員、延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員 「メートル」	延 長 「メートル」	要 要
/	横浜羽田線	中区新山下町 /丁目/番地	鶴見区朝日町 /丁目27番地 (川崎市界)	堀川、石川町、 関内駅、桜木町 高島2丁目、神	16.5	約 12720	終点において川崎都市計画都市高速道路ノ号線に接続。 横浜駅前(西区高島2丁目/7番地)に於て都市高速道路2号線に接続。
	ただし	中区元町/丁 目/8番地	西区高島2丁 目/7番地	奈川通3丁目、 入江川第2第/派 川、生麦2丁目 汐入町	18.0	約 4420	

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出 入 口 次の地点に出入口を設ける。

路線番号	箇所数	箇 所	名



新 旧 対 照 表

1. 計 画

(1) 名称等

路線番号	路線名称	起 点	終 点	標準幅員 「メートル」	延 長 「メートル」	摘 要
/	横浜羽田線	中区新山下町 丁目 / 番地 ただし 中区元町 / 丁目 / 番地	鶴見区朝日町 / 丁目 27番地  西区高島 2丁目 / 7番地	16.5  18.0	約 1,2720 約 4,420	一部線形 の変更

2. 事 業

(1) 名称等

路線番号	路線名称	起 点	終 点	標準幅員 「メートル」	延 長 「メートル」	摘 要
/	横浜羽田線	西区高島 2丁目 6番地 ただし 西区高島 2丁目 / 2番地	鶴見区朝日町 / 丁目 27番地  西区高島 2丁目 / 7番地	16.5  18.0	約 8,560 約 300	一部線形 の変更



新 旧 対 照 表

1. 計 画

(1) 名称等

路線番号	路線名称	起 点	終 点	標準幅員 「メートル」	延 長 「メートル」	摘 要
/	横浜羽田線	中区新山下町 丁目 / 番地 ただし 中区元町 / 丁目 / 8番地	鶴見区朝日町 / 丁目 27番地  西区高島 2丁目 / 7番地	16.5  18.0	約 1,2720 約 4,420	一部線形 の変更

2. 事 業

(1) 名称等

路線番号	路線名称	起 点	終 点	標準幅員 「メートル」	延 長 「メートル」	摘 要
/	横浜羽田線	西区高島 2丁目 6番地 ただし 西区高島 2丁目 / 2番地	鶴見区朝日町 / 丁目 27番地  西区高島 2丁目 / 7番地	16.5  18.0	約 8,560 約 300	一部線形 の変更



計 第 964 号

昭和 43 年 11 月 20 日

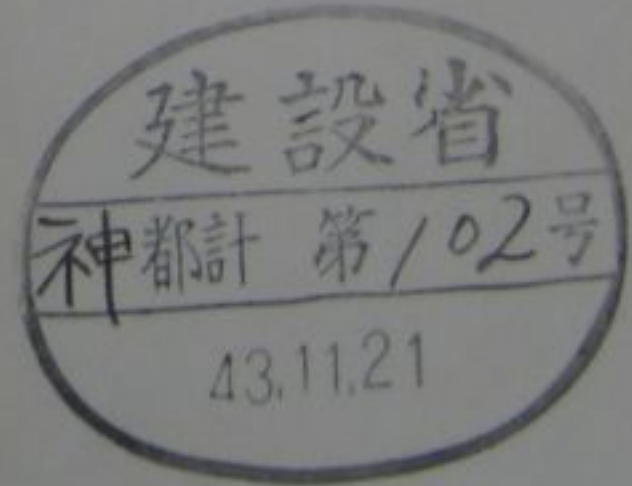
建設大臣 保利 茂 殿



神奈川県知事 津田 文吾

横浜国際港都建設計画都市高速道路の  
変更並びに横浜国際港都建設都市  
高速道路事業及び執行年度割の変更及び  
決定について

標記について別冊のとおり **横浜市** 長から内申があり、調査  
の結果妥当と認められるのでよろしくお取り計らい下さるよう副申  
いたします。





計 第 964 号

昭和 43 年 11 月 20 日

建設大臣 保利 茂 殿

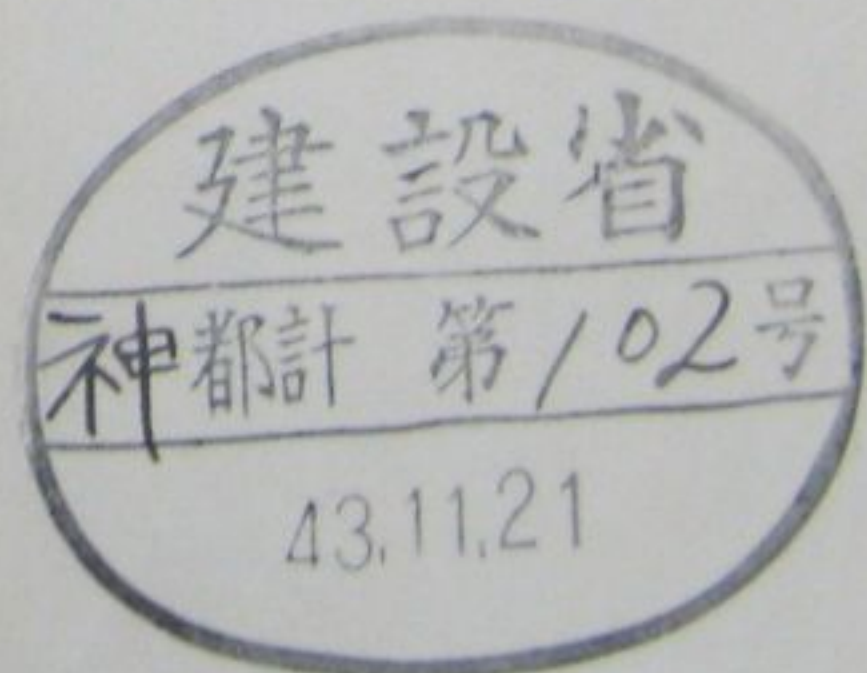


神奈川県知事 津田 文吾

横浜国際港都建設計画都市高速道路の  
変更並びに横浜国際港都建設都市  
高速道路事業及び執行年度割の変更及び  
決定について。

標記について別冊のとおり **横浜市** 長から内申があり、調査

の結果妥当と認められるのでよろしくお取り計らい下さるよう副申  
いたします。





/	/ 7	中区新山下町 / 丁目附近	2箇所	神奈川区千若町 / 丁目附近	1箇所
		中区扇町 / 丁目附近	2 " "	神奈川区子安通 2 丁目 ~ 3 丁目附近	2 " "
		西区高島 2 丁目附近	2 " "	神奈川区守屋町 3 丁目附近	3 " "
		神奈川区神奈川通 3 丁目附近	2 " "	鶴見区生麦 2 丁目附近	1 " "
		神奈川区神奈川通 5 丁目附近	1 " "	鶴見区汐入町 3 丁目附近	1 " "

「別紙図面表示のとおり」

(3) 交差方式

すべて立体交差方式とする。



/	/ 7	中区新山下町 / 丁目附近	2箇所	神奈川区千若町 / 丁目附近	1箇所
		中区扇町 / 丁目附近	2 " "	神奈川区子安通 2丁目 ~ 3丁目附近	2 " "
		西区高島 2丁目附近	2 " "	神奈川区守屋町 3丁目附近	3 " "
		神奈川区神奈川通 3丁目附近	2 " "	鶴見区生麦 2丁目附近	1 " "
		神奈川区神奈川通 5丁目附近	1 " "	鶴見区汐入町 3丁目附近	1 " "

「別紙図面表示のとおり」

(3) 交差方式

すべて立体交差方式とする。



建設省決裁文書

保存 永久・10年・5年・3年・2年

分類 C.2/3.3

題 横浜国際港都建設計画都市高速直路の変更並次に同  
国際港都建設都市高速直路事業の変更について

上記のことについて、次のとおり審議会に付議し原案どおり議決答  
申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

秘区分秘期間

大臣	政務次官	事務次官	技 監	官 房 長	文書課長	文 書 課	決 裁 区 分
							係 関 了

昭和 43 年 11 月 21 日 起 案 昭和 43 年 11 月 29 日 決 裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 提案者 電話 ( )

都市局長 都市計画課長

~~参事官~~ 都市高速直路公団監理官

技術参事官 街路課長

都市総務課長

合 議 局

道路局長 道路総務課長

有料道路課長

道路次長 国道一課長

昭 和 43 年 11 月 29 日 答 申 済

昭和 43 年 11 月 29 日 施行 案件 登録 番 号

施行注意	文書管理主任者		建設省 都計発第 102 号
	主務局	主務課	
要官報登載	赤尾 氏家		建設省 都計発第 号
淨書部数	淨書	照合	發送
發送用 部			建設省 都計発第 号
事務用 部			
計 部	印	印	建設省 都計発第 号



建設省決裁文書

保存 永久・10年・5年・3年・2年

分類 C.2/3.3

標 題 横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに同  
国際港都建設都市高速道路事業の変更について

上記のことについて、次のとおり審議会に付議し原案どおり議決答  
申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

秘 区 分 秘 期 間

大 臣	政務次官	事務次官	技 監	官 房 長	文書課長	文 書 課	決 裁 区 分
							係 関 了

昭 和 43 年 11 月 21 日 起 案      昭 和 43 年 11 月 29 日 決 裁

主務局 都市局      主務課 都市計画課      起案者      電話 (      )

都市局長

都市計画課長

~~参 事 官~~

都市高速道路公団監理官

技術参事官

街路課長

都市総務課長

合 議 局

道路総務課長

道路局長

有料道路課長

道路次長

国道第一課長

官 報 掲 載 済  
建 設 省 告 示 第 37 号  
昭 和 年 月 日

昭 和 43 年 11 月 29 日

答 申 済

昭 和 43 年 11 月 29 日 施 行

案件

登 録 番 号

施 行 注 意

文書管理主任者

主 務 局      主 務 課

要 官 報 登 載

赤 尾 氏 家

建設省 都計発第 102 号

建設省 都計発第 号

建設省 都計発第 号

建設省 都計発第 号

浄 書 部 数

浄 書      照 合      発 送

発 送 用      部

月 日

事 務 用      部

計      部

印      印      印